

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和2年12月23日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第2000033号

厚生局事案番号 : 四国(脱)第2000001号

第1 結論

昭和25年4月10日から昭和32年2月16日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和10年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和25年4月10日から昭和32年2月16日まで

A社(現在は、B社)C工場に勤務していた請求期間については、脱退手当金が支給されていることになっているが、脱退手当金の制度は知らなかったし、脱退手当金を受け取った記憶はないので、調査の上、年金記録を訂正し、厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求者が記載されているページ及びその前後5ページに記載されている女性のうち、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和32年2月16日の前後おおむね2年以内に同被保険者資格を喪失した者及び請求者が同僚として名前を挙げた者48名(請求者を含む。)の同被保険者記録を調査したところ、その全員が脱退手当金の支給要件を満たし、同被保険者資格喪失日から5か月以内に支給決定されていることが確認できる。

また、B社C工場は、「脱退手当金の記録は残っていないが、請求期間当時の事務担当者から、脱退手当金の計算は会社で行い、後で社会保険事務所(当時)からもらう形であったと聞いており、従業員に代わって脱退手当金の請求手続を行っていた可能性が高い。」旨回答している上、前述の48名のうちの複数の者は、「脱退手当金の請求手続は会社が代理で行ってくれた。退職するとき、全員脱退手当金を受け取っていたと思う。」旨陳述していることを踏まえると、請求者についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、請求者の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給された記録が確認できる上、請求期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りはなく、請求期間に係る同被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和32年3月15日に支給決定されている

など、一連の事務処理に不自然さほうがえない。

加えて、上記脱退手当金の支給決定日は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、請求期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴がない請求者が脱退手当金を受給することに不自然さほうがえない。

また、請求者から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。